

個別学力試験等（後期日程）での特別措置について

島根大学では、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる方が全国的に増加している状況を踏まえ、個別学力試験等（後期日程）において次のように特別措置を行います。

1. 特別措置

新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いがあり、本学の個別学力試験等（後期日程）を受験できない者については、個別学力試験等を免除し、大学入試センター試験の成績及び調査書を総合して合否判定を行う。

2. 対象者

本学の個別学力試験等（後期日程）に出願し、医療機関等により、新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された者、又は感染の疑いがあると診断された者

3. 特別措置の実施学部等

- (1) 法文学部（法経学科、社会文化学科、言語文化学科）
- (2) 教育学部（学校教育課程Ⅰ類）
- (3) 人間科学部（人間科学科）
- (4) 医学部（看護学科）
- (5) 総合理工学部（物理・マテリアル工学科、物質化学科、地球科学科、数理科学科、知能情報デザイン学科、機械・電気電子工学科）
- (6) 生物資源科学部（生命科学科、農林生産学科、環境共生科学科）

4. 申請手続き

(1) 申請期間

令和2年3月12日（木）17時まで

(2) 申請方法

申請期間中に、本学入試企画課（電話 0852-32-6073、6072）へ必ず電話連絡してください。

（電話対応時間：平日の8時30分から17時00分まで）

その上で、次の書類を提出期限までに提出（郵送）願います。

・提出書類

「受験票」

「医師の診断書」（新型コロナウイルス感染症への感染、又は感染の疑いについて明記されているもの）

・提出期限

令和2年3月17日（火）

5. その他

- (1) 合格発表、入学手続については、学生募集要項に掲載した所定の期日で行います。
- (2) 特別措置を行った受験者の入試成績開示は行いません。
- (3) この対応は、令和2年3月10日現在のものです。（3月9日から変更はありません。）
変更がある場合は、随時、本学ホームページ（<https://www.shimane-u.ac.jp/>）にてお知らせしますので、試験日当日まで毎日ご確認ください。